

成人用肺炎球菌ワクチンの接種対象者・接種方法等について

【接種対象者】

- ① 65歳の者（経過措置終了後の平成31年度より実施）。
- ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者（インフルエンザの定期接種対象者と同様。）。

※予防接種を受けることが適当でない者については特記事項なし。

（発熱や急性疾患などワクチン全般に共通するもの以外なし。）

【接種方法】

- 肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）を使用し、1回筋肉内又は皮下に注射する。接種量は0.5mlとする。

【経過措置】

- 平成26年度から平成30年度までの間は、前年度の末日に各64歳、69歳、74歳、79歳、84歳、89歳、94歳、99歳の者（各当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者）を対象とする。

例：平成26年度における65歳への接種については、平成25年度末日に64歳の者（生年月日が昭和24年4月2日～昭和25年4月1日の者）が対象となる。

- 平成26年度は、平成25年度の末日に100歳以上の者（平成26年度101歳以上となる者）を定期接種の対象とする。

【その他】

- 既に肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがある者は対象外とする。
- 平成31年度以降の接種対象者については、経過措置対象者の接種状況や、接種記録の保管体制の状況等を踏まえ、改めて検討する。
- 当該疾病はB類疾病として規定する。

定期接種の費用負担（平成25年度予防接種法改正以降）

A類疾病

	実施主体	負担
定期接種 (A類疾病) ジフテリア・百日せき・ ポリオ・破傷風・麻しん・ 風しん・日本脳炎・BC G・Hib・小児用肺炎球 菌・ヒトパピローマウイ ルス感染症・ 水痘	市町村	<p>市町村</p> <p><u>9割を地方交付税で手当</u></p> <p>実費など</p>

B類疾病

	実施主体	負担
定期接種 (B類疾病) インフルエンザ(高齢) ・ 成人用肺炎球菌	市町村	<p>(低所得者分)</p> <p>市町村 (実費など)</p> <p><u>3割程度を 地方交付税で手当</u></p> <p>※ インフルエンザ(高齢)について、多くの市町村で一部実費を徴収している。</p>